

8 番 畠山和英です。令和 8 年第 3 回岩泉町議会定例会にあたり、今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

(次期「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定)

初めに、次期「高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」の策定について伺います。

令和 8 年度は、「岩泉町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」の最終年度で、本年度は新たな計画を策定する年にあたります。

介護保険制度は、平成 12 年に創設して以来、人口構造の変化への対応や制度自体の在り方が見直され、3 年度ごとに計画策定を行っています。これまでの間、介護サービス基盤が整備され、安定して介護保険サービスが提供されてきています。四半世紀にわたり、地域社会の高齢者福祉を推進し、社会全体で高齢者の生活やその家族を支えるうえで欠かせない、高齢者の介護に無くてはならない社会保険制度として定着発展しています。

(現行計画の成果と課題)

第9期現行計画では「相互に支え合いながら安心していきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念に掲げ、「介護・福祉サービスの充実」など4つの基本目標を柱に16の施策を展開しています。

施策ごとに計画見込み数値を掲げて「見える化」し、取組方針をあげていますが、これら施策の実施状況とその問題点や成果をどう捉えて総括し、次期計画につないで行こうとしているのか伺います。

現在、次期計画の策定作業を執り進めていることと思いますが、計画構成、基本理念と目標、施策など計画の基本的な組み立てはどのようにする考えか伺います。

(現計画で掲げる主な施策・事業の充実強化)

現計画で掲げている「地域包括支援センターの機能強化」「介護人材の確保・定着と事業効率化の支援」「高齢者補聴器購入費助成事業」「緊急通報装置設置事業」「配食サービス事業」など懸案事項は山積しています。

これらへの取組成果と課題、次期計画においては今後ど

のように充実強化を図っていく考えか伺います。

（介護保険サービス施策の継続と介護保険料の据置）

今回計画策定する次期介護保険事業に対する町民の関心時は、介護保険サービス施策の継続、堅持と介護保険料の据え置きです。

そこで、次期計画の策定にあたって、具体的に次の事項について伺います。

（介護保険料の据置）

1 点目は、介護保険料の据え置きについてであります。

介護保険料は、65 歳以上の人が負担する一人当たりの基準額、いわゆる第 1 号被保険者の介護保険料基準額は、現行計画では年額 82,800 円、収入によって 13 段階に区分され最も高い額は年額 198,720 円となっています。この基準額は、介護保険事業計画策定の度に算定され年々高くなってきており、住民の負担感は増して大きくなっています。

そこで、保険料基準額の決定を左右する、現行計画の収支の状況はどのようになる見通しか。次期計画の介護保険事

業の総給付費はどの程度になると推計しているのか伺います。

私は、高齢者数・要介護認定者の減少、現行計画給付費、基金保有等介護保険財政状況などを勘案するに、介護保険料は引き上げなくても良いのではないかと思料します。

このような観点に立って、次期計画の介護保険料基準額は、現時点でどのようになると見込んでいるのか伺います。

（介護保険サービス施策の継続、堅持）

2点目は、介護保険サービス施策の継続、堅持であります。

本町の人口は想定を大きく上回る減少で、高齢者、要介護認定者なども減少傾向となっています。居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者数は減少傾向を示し、施設入所待ち期間の短縮なども見受けられる状況と伺っています。

ついては、居宅・地域密着・施設の各種サービス事業が廃止、停止、統合などに陥らないように、利用者が路頭に迷わない、困らないようにしていきたいと考えます。町長の所見を伺います。

また、介護サービスを受けるための要介護認定に係る認定申請の適切な対応が大切です。介護が必要でも認定を受けていない人が無いようにしていかなければならないと考えます。併せて、町長の見解を伺います。

（中期財政見通し）

次に、「中期財政見通し」について伺います。

「中期財政見通し」は、持続可能な財政基盤を確立する大切なもので、各自治体では今後の中期的な財政運営や予算編成を機能的に進めるための重要な資料として策定しています。

本町においても、策定していると伺っていますが、町民等への公表は未だされていません。この「中期財政見通し」の期間、各年度の歳入歳出規模、歳入の確保、歳出の適正化や、地方債残高・実質公債比率、主要３基金残高など財政計画、財政指標の内容はどのようなになっているのか伺います。

令和８年度は、先に触れましたとおり「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定年と同様に、あたかも「町総合計画」の策定年にあたります。中期財政見通しは、町総合計画

の実効性を裏付ける財政計画として重要な役割を果たすものであります。中期財政見通しの公表などにより「財政の見える化」を進め、ひいては町民サービスの維持、向上につなげて行ければと考えます。町長の見解を伺います。

以上で、本席からの質問を終わります。

8番 畠山 和英 議員の御質問にお答えします。

1点目の、次期「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定についてであります。現行計画においては、「地域包括ケアの深化・推進」を掲げ、介護予防及び高齢者の生きがいづくりやフレイル対策を含めた自立支援の取組強化、生活支援サービスの推進、認知症施策の推進などを進めてまいりました。

現行計画の施策の実施状況とその問題点や成果ですが、計画に掲載している事業が多岐にわたり、また、計画期間の中途であることから、個々の達成率をお示しすることは困難ではありますが、高齢者人口の減少に伴い、目標とした参加者や利用者の数などは下回っているものが多い状況ではあるものの、必要な方が必要な支援を受けられる状況として、概ね順調に推移しているものと考えております。

令和7年度には、新たに高齢者補聴器購入費助成やチームオレンジ立ち上げなどを実施し、認知症予防や高齢者の生活の質の向上などの効果につながったものと認識しております。

また、高齢者人口は計画値を上回る減少となっており、一方、限られた人材と資源の中で、どう介護サービスの提供を維持していくかが引き続き課題と捉えております。

安定継続的な介護サービス体制を維持するため、引き

続き介護人材確保の支援に努めるとともに、安定的な財政運営のため各種介護予防事業などを展開しながら、給付費の削減に向けた取組も一つのテーマとなってくるものと考えております。

次期計画の基本的な組み立てにつきましては、国が示す基本指針に即して策定するものであり、現役世代の急減と高齢者人口のピークを迎える、いわゆる 2040 年問題を見据えた持続可能な体制づくりが最重要課題として据えられています。

本町は、高齢化の進行が全国平均より早く、高齢者人口はピークアウトした状態であり、現在の本町の高齢者のニーズに合わせた事業の見直しが必要と考えており、引き続き「地域包括ケアシステムの深化」を基礎に、基本目標と施策についても、現行計画からの継続を基本とし、将来推計や現在集計中の町民のニーズ調査の結果等を踏まえ策定を進めてまいります。

次に、5 項目の取組成果と課題、次期計画での充実強化についてですが、まず「地域包括支援センターの機能強化」につきましては、今後さらに進む少子高齢化により、独居や高齢者のみの世帯、身寄りのない高齢者の増加が見込まれ、社会資源の紹介、介護予防や認知症対策などの総合相談、要支援者のサービス利用の調整など、その果たす役割は、ますます重要になってまいります。それらへの

対応を適切に行うことができるよう、引き続き、必要な人員体制を確保し、地域での介護予防の自主活動の支援、チームオレンジの更なる活動充実などに取り組んでまいります。

「介護人材の確保・定着と事業効率化の支援」につきましては、各事業所でも介護人材の確保が困難な状況にあると捉えており、地域ケア会議での情報交換や、構成団体に協調して作成した人材確保対策パンフレットの児童生徒への配布、町内で事業所が1箇所のみとなっている介護サービス事業への支援などの取組を行っております。今後におきましても、各事業所等と情報交換を密にし、必要なサービス提供体制が確保できるよう取り組んでまいります。

「高齢者補聴器購入費助成事業」は、令和7年度に事業を開始し、初年度の交付実績は、当初見込みの20人を上回る24人となっております。高齢者の難聴によるコミュニケーションの障がいの軽減、社会参加促進や認知症・介護予防の一助となっていると捉えております。

「緊急通報装置設置事業」につきましては、主に、親族が遠方に住んでおり不安を抱えている人や、独居世帯となった人などから申請があり、令和7年度の実績は、新規4台を含む39台の運用で、通報等の内訳は、緊急搬送5件、相談・連絡41件となっております。必要性の高い対象者が利用できるよう、引き続き事業を進めてまいります。

す。

「配食サービス事業」は、高齢者の栄養改善と安否確認により在宅生活の継続に重要な役割を果たしております。令和7年度の実績は60人、3,871食で、計画値をやや下回ったものの、認知症などにより調理が困難になった等、利用者は増加傾向にあることから、利用者のニーズに対応する提供体制確保のため、多様な事業者の参入などの検討を進めてまいります。

次に、現行計画の収支状況の見通しですが、決算での実質収支は、令和6年度が約8千4百万円、令和7年度が約4千4百万円の黒字で、令和8年度の見込みを令和7年度と同程度とした場合、約5千万円の黒字となります。

次期計画の介護保険事業の総給付費につきましては、令和7年度の介護給付費及び地域支援事業費の合計が約13億7千万円であり、同程度で推移した場合、3箇年で約41億円と見込まれます。

次に、次期計画の介護保険料基準額の見込みについてですが、現在、国で負担割合の引き上げや給付費の動向に関する審議が継続中であり、また、将来人口、標準給付費及び地域支援事業費等の推計段階ではありますが、利用者数は減少しており、介護報酬の大幅な増額改定や第1号被保険者の保険料負担割合の増加などの大きな制度変更がなければ、保険料の大きな負担増加にはならないも

のと考えております。

今後、国の動向や介護保険サービス見込量を始め、地域支援事業のあり方などの議論と併せて介護保険運営協議会でご審議いただいたうえで、議会全員協議会でご説明するスケジュールを予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険サービス施策の継続、堅持につきましては、議員ご案内のとおり、各サービスの利用者数は減少傾向にあり、介護サービス事業者は経営が難しい状況にあり、サービス基盤の維持が課題となっておりますが、必要なサービス提供体制が維持できるよう、地域の資源を最大限活用して継続できるよう努めてまいります。

介護保険の入口である要介護認定につきましては、介護が必要な方が適切に認定を受け、サービスを利用できるよう、相談窓口の周知や民生委員・医療機関と連携した早期把握、申請代行など工夫しながら、取りこぼしがないよう進めております。

今後においても、アウトリーチ型の見守り支援を継続して相談しやすい支援体制づくりに努め、適切な要介護認定に結び付けてまいります。

2点目の「中期財政見通し」についてのご質問にお答えします。

「中期財政見通し」は毎年度作成しており、庁内の新年度予算編成事務の説明時に全職員に周知しているところです。また議員御案内のとおり、「町総合計画」及び「町行財政改革大綱」策定の際には、更に内容精査し計画や大綱の基となるデータとして掲載公表しています。

現段階での今後5年間の各年度の歳入歳出規模は、令和9年度100億円、令和10年度103億円、令和11年度100億円、令和12年度及び令和13年度96億円と見込んでおります。

歳入を確保するために、国庫・県支出金などの特定財源を最大限活用することを徹底するとともに、ふるさと納税などの税外収入の確保など、あらゆる手法による歳入確保に努めているところであります。さらには、町行財政改革大綱に基づき、行政サービスに係る経費と受益者負担との適正な設定等による使用料等の見直しも検討してまいりたいと考えております。

歳出の適正化については、さらなる物価高騰、人件費の増額、金利の上昇などの財政収支の不確定要素による影響も注視しながら、事務事業の見直しを行いつつも、新規及び拡充事業については緊急性や重要性のほか、将来の財政負担に十分留意し、事業の選択と集中を進め、限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図っているところであります。

また、大型事業については、国庫・県支出金の活用を徹

底していることもあり、特定財源が確保できない場合には、単年度の財政負担を軽減するため、次年度以降に繰り延べ、あるいは複数年で事業化するなど、事業の平準化にも取り組んでおります。

令和7年度末 108 億 2 千万円であった地方債残高は、令和 13 年度には 78 億円まで減少する見込みであり、実質公債比率においても令和7年度の11.7パーセントから5.9パーセントまで減少するものと見込んでおります。

令和7年度末の主要3基金残高は69億5千万円であり、今後いつ起こりうるかもしれない大きな災害等に備えるとともに、将来の公共施設等整備に向けての積立も行ってきました。地方債償還額のピークは過ぎているものの、令和13年度は12億円前後の償還額となる見込みであり、今後におきましても、引き続きプライマリーバランスを堅持しつつ、主要3基金の適正額も考慮しながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

最後に、中期財政見通しの公表についてですが、「町総合計画」や「町行財政改革大綱」におきまして、中期財政見通しを公表していることから、「財政の見える化」に努めているものと捉えておりますので、ご理解願います。

以上で答弁を終わります。